船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第18号	
事故等名	引船第十明祐運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年5月30日15時30分ごろ	
発生場所	大分県大分港乙津防波堤北方約300m (北緯33° 16.8′、東経131° 39.5′付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月1日 門司・地方事故調査官が海難報告書を入手、平成21年1月9日、15日 船舶借受人及び船舶所有者から修理費用の請求明細書、工事報告書、船舶検査証書及び主機遠隔操縦系統図等を入手 平成20年1月15日 船舶所有者から口述聴取、16日 船舶借入人から口述聴取、19日 機関長、修理業者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	引船 第十明祐 19トン	
船舶番号	260−43114	
船舶所有者等	宗田造船株式会社 (船舶借受人 有限会社六甲船舶)	
機関	ディーゼル2基(合計1,176kW)	
乗組員等に関する情報	機関長 五級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	右舷主機用遠隔操縦装置のガバナーフィードバックポテンショメータ、ガバナー駆動モーター及び制御基盤劣化	
事故等の経過	本船は、台船にスクラップ499.5トンを積載して大阪港を大分港の新日本製鐵向け発し、平成20年5月30日15時30分ごろ、速力を減ずるため両舷主機の遠隔操縦装置用クラッチレバーを中立としたが、右舷機が中立とならず前進行き足のままとなった。このため、本船は、タグボートの補助を受けて新日本製鐵の岸壁に着岸したのち、整備業者が点検した結果、点検時には同様の状況とはならなかったものの、前記損傷が判明し、修理された。	
分析	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	なし
	船体・機関等の関与	あり
	判明した事項の解析	以下の事項により、本船のポテンショメータが経年劣化により誤作動し、クラッチが脱状態にならなかった可能性があると考えられる。 ① ポテンショメータは、主機の回転を制御するガバナーの作動位置を検出する働きを担っており、ポテンショメータに不具合が生じると正確に主機の回転数を検出することができないこと ② 主機のクラッチは、クラッチ保護のため、主機の回転数が一定値以下にならなければ嵌脱できない機構になっていること ③ ポテンショメータの抵抗値に異常が認められたこと

		④ 本船は、平成15年2月に進水し、主機の運転時間が月平均約370時間であること ⑤ ポテンショメータの耐用年数が、通常4～5年であること ⑥ ポテンショメータは、機関室の駆動ユニット内に設置されており、通常乗組員が点検を行わない箇所であること
原因	本インシデントは、本船の右舷主機用遠隔操縦装置のポテンショメータが経年劣化により正常に作動しなかったため、クラッチが脱状態にならなかったことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	遠隔操縦装置の製造メーカーによる定期的な点検を受けることが好ましい。	